

令和5年度 美浜町における障害者就労施設等からの物品等の調達方針

令和5年7月1日作成

1 趣旨

「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（以下「障害者優先調達推進法」という。）」第9条の規定に基づき、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針を定め、本町における障害者優先調達の一層の推進を図る。

2 美浜町による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する基本的方向

本町における障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する基本的方向については、次のとおりとする。

- (1) 分野を限定することなく調達を推進する。
- (2) 調達に関する他の施策等との調和を図る。

3 優先的に障害者就労施設等から調達すべき物品等の種類その他の障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する基本的事項

(1) 障害者就労施設等が供給できる物品等の特性を踏まえつつ、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に努める。

なお、具体的には、次のとおりとする。

①物品

- ・啓発用品類
- ・日用品類
- ・食品類（会議用弁当・茶、給食食材等）
- ・その他障害者就労施設等が提供可能な物品

②役務

- ・印刷物類（冊子、パンフレット、名刺等）
- ・施設清掃
- ・その他障害者就労施設等が提供可能な役務

(2) 物品等の発注は、可能な限り計画的なものとするとともに、障害者就労施設等からの物品等の調達に配慮した納期の設定等に努める。

(3) 地域の障害者就労施設等への発注に努める。

4 その他障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する重要事項

(1) 調達方針の作成における留意事項

- ①原則として、町に属する全ての所属に適用する。
- ②毎年度、調達目標を設定する。

本年度目標額 1,740千円

(2) 調達実績の概要の取りまとめおよび公表の方法等

- ①健康福祉課長は、毎年度調達実績の概要を取りまとめ、町ホームページ等により公表する。